

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、山梨県が定めた中期目標において本県の基幹病院を運営する役割を担い、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を的確に提供し、県内における医療水準の向上と経営基盤の安定化を図るとともに、山梨県が推進する施策に主体的かつ積極的に取り組み、もって県民の健康の保持及び増進に寄与していくことが求められている。

県立中央病院においては、高度救命救急センターにおける救命救急医療の提供の他、総合周産期母子医療センターとしてハイリスク患者への専門的な医療を行う。

また、がん医療については、がんゲノム医療拠点病院に指定されたことから、がん遺伝子パネル検査に基づく先進的な治療を推進する。

さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応については、5類移行後においても適切な医療提供体制を維持するとともに、新興感染症に対しても、発生・まん延時に必要な医療提供体制の確保に率先して取り組む。

県立北病院においては、引き続き山梨県における精神科救急医療の中核としての役割を担うとともに、児童・思春期精神科患者、依存症患者及び認知症患者への専門的な医療を提供する。

令和6年4月1日から始まる第4期中期計画期間においては、できるだけ分かりやすい定量的な指標を用いて業務運営の改善に取り組むとともに、医療環境の変化に対応しながら、山梨県が策定した中期目標を達成し、県立病院機構としての使命を果たしていくものとする。

第1 中期計画の期間	P 2
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	P 2
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	P 10
第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	P 11
第5 短期借入金の限度額	P 14
第5-2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画	P 14
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	P 13
第7 剰余金の使途	P 15
第8 料金に関する事項	P 15
第9 その他業務運営に関する重要事項	P 15

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

山梨県の基幹病院として県民の健康の保持及び増進に寄与するため、政策医療を的確に提供するとともに、高度・専門・先進的で、県民に信頼される質の高い医療を提供する。

(1)－1 政策医療の提供

① 県立中央病院

救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。また、脳卒中、心臓病その他の循環器病に対する医療の充実を図る。

ア 救命救急医療

山梨県の三次救急医療を担う高度救命救急センターを中心とした救命救急医療の提供やドクターヘリ、ドクターカー及び診断と治療を同時並行で行うことができる手術台と心・血管X線撮影装置を組み合わせたハイブリッド手術室の活用による、迅速な救命救急医療の提供により、現在の高い救命率を維持するとともに、施設、人員、医療機器等の体制の充実により、更なる救命率の向上に努める。

また、精神疾患を有する救急患者に対し、関係機関と連携して適切な医療を提供する。

さらに、初期救急医療及び二次救急医療体制については、他の医療機関、医師会などの関係機関及び自治体と連携する中で、救急医療体制の確保に協力する。

イ 総合周産期母子医療

山梨県の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク患者の受入体制を確保し、高度な医療を提供することにより、県全体の新生児死亡率等の低減に寄与する。

また、胎児超音波スクリーニング検査などにより疾患が発見された場合には、母体・胎児への継続的な支援を行う。

ウ がん医療

専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供など、がん診療連携拠点病院としての機能を拡充する。院内のより緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。

また、関係機関との連携を図る中で、がん遺伝子パネル検査の結果を踏まえた遺伝子変異の解釈・評価及び治療方針を自院で決定することができる、がんゲノム医療拠点病院として、高度で先進的な医療の推進に取り組

む。

(7) がん治療の充実

低侵襲な手術支援ロボットによる手術の実施や、手術とゲノム検査に基づく化学療法、先端医療機器による放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進、がん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。

(イ) ゲノム医療の推進

がんゲノム医療拠点病院として、遺伝子検査を行い、患者の遺伝子の異常を明らかにすることで、患者一人ひとりに最適な治療方法の選択、臨床試験・治験の実施等につながるゲノム医療を推進する。

(ウ) ゲノム解析の推進

ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与方法や診断法を確立し、患者一人ひとりに合わせた次世代型のがん医療提供に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。

(エ) 遺伝カウンセリングの充実

乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがん患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。

(オ) キャンサーボードの充実

がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行い、がん医療の質の向上を図るため、院内外の各専門領域の医師、看護師及び検査技師等が参加し、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードの充実に努める。

(カ) 緩和ケア診療の充実

患者の身体の苦痛及び家族の不安などを軽減するため、緩和ケア診療の充実に取り組む。

エ 循環器病医療

循環器病対策基本法に基づき、診断と治療を同時並行で行うことができる手術台と心・血管X線撮影装置を組み合わせた手術室等の導入により、循環器病患者に対する高度で専門的な医療を提供するとともに、施設、人員、医療機器等の体制の充実を図る。

オ 難病（特定疾患）医療

炎症性腸疾患センターなどにおいて、専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、難病医療協力病院として、最適な医療の提供を行う。

カ エイズ医療

患者に対する総合的、専門的な医療を提供し、臨床心理士によるカウンセリングを行うとともに、エイズ治療拠点病院として山梨県の要請に応じた事業を実施する。

キ 感染症医療

一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者及び結核患者を受け入れる病室を活用し、山梨県の感染症指定医療機関としての医療を提供する。

また、感染症患者に対する外来診療、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。

② 県立北病院

精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実や、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関等の役割を果たすとともに、児童思春期精神科医療や依存症、認知症の医療の提供について一層の高度化を図る。

ア 精神科救急・急性期医療

山梨県における精神科救急医療体制の重要な役割を担うとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療

思春期に特有な精神疾患の治療について、山梨県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、関係機関との連携を図りながら、トラウマに配慮したケアとより高度で専門的な医療を提供する。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療

心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。

エ 重度・慢性入院患者への医療

集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症患者や長期在院重症患者に、更に高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を強化し、退院と社会復帰を目指す。

オ 重症通院患者への医療

措置入院や指定入院などから退院し、地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療や訪問看護ステーションなどによる包括的な医療を提供し、地域社会への適応を促進する。

カ 依存症患者への医療

アルコール、薬物、ゲームなどの依存症やここにトラウマを抱えた患者に対し、関係機関との連携を図りながら、トラウマに配慮したケアと治療を提供する医療体制を強化し、社会復帰の促進を図る。

キ 認知症患者への医療

認知症疾患医療センターとして、病態に応じた治療、相談への対応及び地域の医療機関への紹介等を行うとともに、山梨県及び関係機関と連携することにより患者が地域において継続して生活するための支援を行う。

(1)－2 新興感染症への対応

新興感染症発生・まん延時において、山梨県の基幹病院として中心的な役割

を果たすため、病床の確保、発熱外来の設置、医療人材の派遣を行うとともに、平時から感染症情報の分析・発信、感染防護具の備蓄、患者の受入訓練を行い、医療提供体制の構築に取り組む。

また、山梨県が行う感染症にかかる施策の推進に協力する。

さらに、災害時に加え、新興感染症発生・まん延時にも対応できる災害支援ナースの育成を推進する。

(2) 質の高い医療の提供

山梨県の基幹病院として、県民の医療に対するニーズに適切に対応し、より良い医療を提供するため、次の取組を行う。

県立中央病院においては、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の更新に向けた取組を進めるとともに、一般社団法人日本病院会の臨床指標プロジェクトに参加する。

県立北病院においては、公益社団法人全国自治体病院協議会の医療の質の評価・公表等推進事業に参加する。

① 医療の標準化と最適な医療の提供

治療内容と治療計画を明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスの活用を推進する。

また、県立中央病院においては、診断群分類包括評価（DPC）の医療機関別係数の上昇を目指し、ベンチマークの活用やDPC分析などから得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直しに活用する。

② 質の高い看護の提供

ICTを活用した業務効率化により、患者ケアの時間をより確保するとともに、患者の症状に応じたきめ細やかで質の高い看護を提供し、患者にとって良好な療養環境を確保する。

山梨県の高齢化の状況を踏まえ、高齢者総合的機能評価を活用して高齢者の日常生活動作を支援し、フレイル予防に努める。

また、正規看護師及び新卒看護師の離職率を全国平均以下とするため、ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）などを推進し、看護師の確保及び定着に取り組む。さらに、専門看護師・認定看護師・特定看護師を中心とした看護実践力の向上に努めるとともに、看護に必要な能力及びマネジメント力を段階的に評価する仕組みや配置の選定を通じた看護師の能力向上に努める。

③ 病院施設の修繕、医療機器等の整備

病院施設の改築、修繕及び各種医療機器の更新・整備については、病院機能の維持及び強化の観点から計画的に行い、地域の医療需要を踏まえた質の高い医療の提供に努める。

また、病院施設、医療機器等の整備に当たっては、ベンチマークを活用した適正価格の把握に努めるほか、整備の効果、時期、技術革新などを考慮し

行う。

(3) 県民に信頼される医療の提供

医療の専門化・高度化が進む中で、医療安全・感染症対策を徹底するとともに、患者・家族の理解を得るために、疾病や診療に関する十分な説明を行うなど、県民に信頼される医療の提供に努める。

① 医療安全・感染症対策の推進

ア リスクマネージャーの活用

専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かし、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。

イ 院内感染への対策

院内に設置された感染症対策の部門及び委員会が連携して院内感染の防止に取り組むとともに、職員の感染防止対策のため、ワクチンの接種等を行う。

ウ 情報の共有化

チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。

エ 医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、事故調査委員会を設置し、速やかに関係法令及び医療安全対策マニュアルに基づいた適切な対応を行う。

② 医療倫理の確立

患者の権利を尊重する医療倫理を確立するため、新たな高度医療の導入に当たっては、倫理委員会で審査を行う。

また、倫理的な課題を共有し、医療倫理に対する意識を向上するため、職員を対象とした倫理研修会を実施する。

③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築

疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と同意に基づき、最適な医療を提供する。

また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

④ 医薬品の安心、安全な提供

医薬品の処方、投薬の安全性等の確保や適正管理に努めるとともに、患者の持参薬管理、服薬指導を更に推進し、薬剤管理指導回数の増加に努める。

県立中央病院においては、薬剤師を含めた専門性を活かしたチーム医療の推進に努める。また、退院後も適切な薬物療法が継続できるよう、患者への説明・指導に努める。

⑤ 患者サービスの向上

外来患者の待ち時間や患者の満足度の調査を毎年定期的実施し、実態の把握に努めるとともに、診療の予約や受付から精算までを円滑に行う体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。

また、常設している意見箱に寄せられる患者からの意見・苦情に対し、速やかに改善に取り組む。

⑥ 診療情報の適切な管理

電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、関係法令・指針に基づき、患者・家族に対する診療情報の開示を速やかに実施する。

また、個人情報保護及びサイバー攻撃時における業務継続の観点から、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、サイバー攻撃への対策等に関して、外部の専門家を招いた職員教育を行うなど、情報セキュリティ対策の推進に取り組む。

2 医療に関する調査及び研究

関係法令・指針等の遵守に努めつつ、県立病院機構の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信する。

(1) 新薬開発等への貢献

新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、治験に関する情報をホームページ等で公開する。

(2) 各種調査研究の推進

医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。

また、医療分野の先端的研究開発を目的とした社会実証については、医療機能の向上・医療の質の高度化を図るとともに、山梨県や関係機関と密接な連携を図りながら、積極的に取り組む。

3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着と勤務環境の改善

質の高い医療を提供するため、医師、看護師等(以下「医療従事者」という。)の育成、確保及び定着を図るとともに研修の充実に努める。

また、勤務体制の充実に図り、勤務環境の改善を推進する。

(1) 医療従事者の研修の充実

① 初期臨床研修プログラムの充実

指導医のもと医師としての見識を磨き、将来専門とする分野に限らず、日常診療で頻繁に接する疾患に適切に対応できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。

② 後期研修（専攻医）プログラムの充実

各専門領域における十分な知識・経験を有しながら、標準的な医療も提供できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。

③ 医師の資格取得の支援

医師の専門性の向上を図り、より専門性の高い医療を提供するため、認定医等の資格取得を支援する。

④ 認定看護師等の資格取得の促進

資格を取得しやすい環境を整え、認定看護師等の資格取得を支援する。また、県立中央病院においては、看護師特定行為研修の指定研修機関として特定行為を実践できる看護師を養成し、活動を支援する。

⑤ 研修会の開催及び支援

院内研修会の開催をはじめ、先進的な知識や技術を修得できる研修・研究会への医療従事者の派遣などを行い、質の高い医療の提供に努める。

(2) 職場環境の整備

① 健康で働き続けられる職場環境の整備

診療科、各部門における医療従事者の勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、他病院の取組状況を踏まえながら医療従事者の労働時間の短縮及び年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。

特に、医師については、新たな勤務形態の導入や勤怠管理システムを活用した労働時間の適正な管理及び短縮に取り組む。

② 医療従事者の業務負担の軽減

看護職員の夜間勤務体制の充実及び医師事務作業補助者の増員や配置の見直し等を行い、医療従事者の業務負担の軽減を推進する。

また、看護職員については、看護補助者の教育体制の充実、看護師に対する看護補助者との協働に向けた研修を実施し、看護師の業務負担の軽減を図る。

4 医療に関する地域への支援

地域医療機関との連携強化及び機能分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。

また、山梨県や関係機関と連携し、医療従事者の確保及び定着に寄与するための取組を進める。

(1) 地域医療機関等との協力体制の強化

地域の医療機関等から協力を求められた事項については、連携の強化及び機能の分担を図りながら、県立病院機構としての役割を果たしていく。

他の医療機関との協力のもと病病・病診連携を更に推進し、連携登録医療機関の訪問や県内医療機関を対象とした研修会の開催を通じて協力体制の強化を図る。また、県立中央病院においては、地域医療支援病院の要件である、紹介率65%超及び逆紹介率40%超を維持する。

地域包括ケアシステムの構築・推進に向けては、急性期を脱した患者が、より身近な地域で回復期や慢性期の医療、または在宅療養ができるよう関係機関と連携を図る。

さらに、安定した在宅療養が実現できるよう、地域の訪問看護ステーション等と連携しながら、退院前後訪問を推進する。

(2) 県内の医療人材の確保に対する支援

① 初期臨床研修医、専攻医の受け入れ体制の強化

県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの充実を図るとともに、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組むことで、臨床研修医及び専攻医を確保し、山梨県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。

② 公的医療機関への支援

県立病院機構の医師等の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。

③ 医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。

④ 特定行為研修における受講生の受け入れ

看護師特定行為研修の指定研修機関として、他の医療機関等から受講生を受け入れ、地域において特定行為を実践できる看護師を養成する。

また、山梨県立大学等他施設が行う特定行為研修の協力施設として実習生を受け入れ、特定看護師の養成に協力する。

(3) 県内の医療水準の向上

① 地域医療従事者の研修

他の地域医療機関の医療従事者を対象とした医療技術の向上に資する研修を実施する。

② 研修、実習等の実施

他の医療機関の職員を対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。

③ 看護水準の向上

看護師の役割が広がり、活躍の場が拡大する中、山梨県内の看護師の専門知識及び技術の向上を図り、看護水準の向上に寄与するため、山梨県看護協会、山梨県立大学等の関係機関と連携して研修の実施、講師の派遣、人事交流等を行う。

(4) 地域社会への協力

① 救急救命士の育成

高度救命救急センターの機能を活かして、各消防本部における救急救命士の育成に努める。

② 看護師養成機関等への講師派遣

看護師養成機関での講義や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。

③ 公的機関からの鑑定・調査への協力

公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。

5 災害時における医療救護

山梨県の基幹病院として、災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう日頃から訓練するとともに、災害時には、山梨県地域防災計画（大規模災害時医療救護マニュアル）に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。

(1) 医療救護活動の拠点機能

大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、山梨県内で実施される防災訓練等に参加し、県医師会、県看護協会及び他の医療機関、消防機関との連携を図ることにより、平時より災害時における医療救護活動の強化に努める。

災害発生時には、知事の要請等に応じて、DMATをはじめ、DPAT、災害支援ナースを派遣するなど山梨県の基幹病院としての機能を発揮する。

県立北病院においては、災害時の精神科医療における拠点機能強化のため、必要な施設整備等に取り組む。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、知事の要請等に応じて、DMATをはじめ、DPAT、災害支援ナースなどを派遣するとともに、関係機関と連携して積極的に医療救護活動に協力する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特長を活かし、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。

1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築

医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。

2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減

診療報酬請求部門の専門性の向上及び適切な業務委託の検討などを行い、効率的な運営体制を構築し、経営基盤の安定化に取り組む。

(1) 収入の確保

① 診療報酬請求事務の強化

適切な診療報酬事務の実施、診療報酬改定への対応が可能となる人員体制を構築する。また、レセプトチェックシステムの活用による請求事務の体制の強化を図る。

② 使用料及び手数料の確保

使用料及び手数料の項目及び額について実情に応じた見直しを適切に行い、適正な料金の設定を図る。

③ 未収金対策

患者負担金に係る未収金の発生を防止する新たな決済手段の導入の他、定期的な請求・督促を行い、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。

④ 診療情報の活用

DPC等から得られる疾患別の診療情報を他の医療機関と比較し、クリニカルパスの見直しや、在院日数の適正化に取り組むことにより収益性の向上

に努める。

(2) 費用の節減・適正化

① 薬品費及び診療材料費の節減・適正化

薬品及び診療材料の価格交渉力の強化を図るため、ベンチマークを活用した適正価格の把握に努めるとともに、後発医薬品の積極的な採用及び共同購入の活用により薬品費及び診療材料費の節減・適正化に努める。

② 経費等の節減・適正化

要員計画の策定、医師事務作業補助者の業務の見直し、適正な業務委託のあり方の検討などを行い、人件費及び経費等の適正化に努める。

また、器械備品及びその保守管理については、ベンチマークを活用した適正価格の把握に努める。

3 事務部門の専門性の向上

医療事務に精通したプロパー職員の採用や育成、事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に習熟した事務職員の確保に努める。

4 職員の経営参画意識の向上

(1) 経営関係情報等の周知

医療や病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。

(2) 取組の共有化

中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識を醸成し、その取組状況の共有を図る。

(3) 職員提案の奨励

職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容の実現に向けて真摯に検討する。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

政策医療を的確に提供し、質の高い医療を提供するため、県立病院機構の経常収支比率を毎年度100%以上とし、経常利益について安定的な水準を維持する。

また、他の地方独立行政法人の経営指標との比較を行うとともに、資金収支及び収支予測に基づき、適切な資金運用を図る。

1 予算（令和6年度～令和9年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	130,259
医業収益	115,537
運営費負担金	13,497
その他営業収益	1,225
営業外収益	1,018
運営費負担金	243
その他営業外収益	775
資本収入	4,183
運営費負担金	0
長期借入金	4,183
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	135,460
支出	
営業費用	116,938
医業費用	116,527
給与費	55,156
材料費	43,770
経費	17,037
研究研修費	564
一般管理費	411
営業外費用	356
資本支出	20,331
建設改良費	8,800
償還金	11,531
その他の支出	0
計	137,625

【人件費の見積り】

期間中総額 55,417 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項の規定により算定された額とする。

長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和6年度～令和9年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入の部	131,498
営業収益	130,537
医業収益	115,389
運営費負担金収益	13,497
資産見返負債戻入	426
その他営業収益	1,225
営業外収益	961
運営費負担金収益	243
その他営業外収益	718
臨時利益	0
支出の部	127,047
営業費用	120,325
医業費用	119,879
給与費	55,121
材料費	39,590
経費	15,540
減価償却費	9,106
研究研修費	522
一般管理費	446
営業外費用	6,613
臨時損失	109
純利益	4,451
目的積立金取崩額	0
総利益	4,451

3 資金計画（令和6年度～令和9年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
資金収入	152,438
業務活動による収入	131,277
診療業務による収入	115,537
運営費負担金による収入	13,740
その他の業務活動による収入	2,000
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	4,183
長期借入金による収入	4,183
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	16,978
資金支出	152,438
業務活動による支出	117,294
給与費支出	55,417
材料費支出	43,770
その他の業務活動による支出	18,107
投資活動による支出	8,800
固定資産の取得による支出	8,800
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	11,531
長期借入金の返済による支出	4,399
移行前地方債償還債務の償還による支出	7,132
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	14,813

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額 1, 000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応

第5－2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設、医療機器の整備費用及び病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金（移行前地方債債務償還金を含む。）の返済に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第 85 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 使用料等の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への貢献

山梨県などが進める保健医療行政に関係機関と十分に連携を図り、積極的に貢献する。

特に、医療費適正化を推進するため、山梨県が定める医療費適正化計画に沿って、後発医薬品の使用推進に取り組む。

また、患者の利便性向上のため、かかりつけ連携手帳に関する情報提供を行い普及を図るなど、医療分野のデジタル化に積極的に取り組むことで、社会基盤づくりに貢献していく。

県民の健康の保持及び増進のため、県民を対象とした公開講座を開催するとともに、疾病予防、治療法等についての広報活動に努める。

2 法令・社会規範の遵守

県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、倫理委員会によるチェック、内部監査の実施等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。

3 積極的な情報公開

運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。

4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第7条で定める事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 8, 8 0 0 百万円	前期繰越利益、国・県補助金、長期借入金等

(2) 人事に関する計画

政策医療の的確な提供や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、要員計画を作成し、適切な人事管理を行う。

(3) 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用又は病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金（移行前地方債債務償還金を含む。）の返済に充てる。

(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし